

学童クラブ ほしのキッズ

利用規約

(平成31年 改訂版)

学校法人 桐生学園

☆事業の内容と目的

当事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を預かり、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

☆事業所の種類と名称

当事業所は、学校法人桐生学園により運営する児童クラブ「放課後児童健全育成事業所」である。

当児童クラブの呼称を「ほしのキッズ」とする。

☆所在地

〒252-0238

相模原市中央区星が丘3-5-10 (星が丘幼稚園内)

電話 042-752-4842

☆利用対象者及び利用条件

1. 相模原市内小学校在籍の1年生から、6年生迄の児童。
2. 集団での基本的マナーやルールを守り、行動が出来る。
3. 基本的な身支度・準備・片付け等が出来る。
4. 「支援学級」在籍又は、それに準ずる児童は、入会前の事前相談にて、承認されることが前提となる。但し、受入可能人員は、全体で2～3名以内とする。
5. 「ほしのキッズ」への通所は、保護者の責任にて行う。
その際、保護者又は、それに代わる者が同伴又は、自力(2年生以上は安全を確認して)での通所とする。
但し、お迎えは、保護者又はその代理者が行う。
6. 他の事業所での育成料等の滞納がない事。

7. 当クラブの運営に理解・協力がされ、本規定及び、施設長の指示・決定を遵守するご家庭である事。

8. 入所に際しては、1～7までの条件をクリアし、尚且つ、入所審査(専用アンケート)により、入所を決定する。

☆担当職員

放課後児童支援員及び、支援補助員が担当する。

利用児童40名迄は、2名の職員を配置する。

預かり保育担当との連携もある。

1. 放課後児童支援員

教員免許を有し、放課後児童支援員の資格を有する者。

2. 支援補助員

教員免許を有し、又は、それに準ずる指導経験者により、放課後支援員と共に従事する者。

3. 主な支援内容

ア、生活のけじめを大切にしながら、安全に楽しく生活させる。

イ、遊びと学年に応じた学習の時間を調整・支援する。

ウ、補食(おやつ)や休憩により、健康的な生活に努めさせる。

エ、本園独自の課外教室への積極的な参加を支援する。

英語、体操、フットサル、ヒップホップ、バイオリン、ピアノ、バレエ、プログラミング教室など。

☆「ほしのキッズ」開所日・開所時間

1. 開所日

4月2日～翌年3月末迄。年間240日以上の開所日。

お休み・・・日曜・祝日、土曜日(一部実施)、夏季・年末年始休暇。その他、園行事・緊急災害の場合

2. 開所時間

・平日・・・14時00分～18時30分 延長19時30分迄

・土曜日・・・9時00分～17時00分 (月1回程度)

・学校の長期休業期間

通常開所 8時30分～18時30分

・延長 18時30分～19時30分

※事務受付 13時30分～17時00分 (連絡等の受付)

☆定員 小学6年生迄、定員40名とする。

星が丘幼稚園卒園児は、優先的に入所を受け付けます。(但し、入所審査あり)

定員に余裕がある場合は、途中入所・臨時利用を受け付けます。

☆利用のための料金

1. 入会金 1名 10,000円(入会時)

2. 常時育成料 全学年 月額 12,000円
8月の育成料のみ 22,000円

※ 育成料は、前月の末日迄に納入とする。

3. おやつ代 育成料に含む。アレルギー対象児童は、持参とする。

4. 保険料 損害賠償・傷害保険 入所時実費負担

5. 延長料 1,000円／時間

6. 臨時利用 ・平日 1日 1,200円

・午前授業日 1日 1500円

・夏季等の学校休日 1日 1,600円

・8月開所日の全日利用 25,000円／月

※ 5、6は、利用前日迄に納入。臨時の場合、その当日。

7. その他

①保護者会費(通所・一時預かり共に)1,000円／年

②イベント参加費 実費(200～300円)

③昼食費(給食注文可) 実費(1食350円程度)

④冷暖房費 4,000円／年2回 (6月、11月納入)

⑤育成料割引 常時2人目 1人2,000円引き
兄弟での当クラブ同時在籍の場合

⑥平日にて、定時利用前の利用は、+300円。朝規定
時間前(午前7時30分)の利用は、+300円とする。

※ 一度納入された諸経費は、欠席や一時休止、退会等があっても、返金は一切されません。

☆保護者との連携・対応について

1. 児童の在籍小学校での様子や本クラブでの様子を伝え合い、共有する。(引渡時の話、連絡メモ、電話、学校メール等)
2. 在籍小学校の行事、下校時刻の確認をし、利用日の登園時刻及び、帰宅(お迎え)時刻を書面にて提出・確認する。
3. 保護者は、「ほしのキッズ緊急連絡メール」の登録をし、緊急情報等に即座に対応出来る様にしておくこととする。
4. 保護者は、児童の怪我・病気や緊急災害時等が起きた場合には、児童の速やかな帰宅の為のお迎えに努める。
5. 保護者の住所・電話・職場等の変更は、事前又は、発生後、直ちに書面にて、当クラブに報告するものとする。
6. 当クラブを退会する場合は、事前に連絡・相談を行い、その退会日の1ヶ月以上前迄に、書面にて申し出るものとする。直前の申し出の場合、翌月の常時育成料等を納入頂きます。
7. 当クラブで問題が発生した場合は、双方話し合いの上、解決する。但し、運営上の本規定等についての変更要求は、受け入れない。その他は、施設長又は、理事長の判断に委ねる。

8. 緊急時の対応

事故・怪我・急病他が起きた場合、児童の安全を最優先し、身体の状態により、保護者及び病院へ連絡する。症状により、救急車による緊急搬送もある。

9. 非常災害時の対応

火災・地震、その他風水害発生時においては、避難行動・安全確保の後、保護者への引渡を行う。引き取り者が到着までは、当クラブにて待機・保護をする。又、電話・非常メール等により、状況を連絡又は、配信をする。

安全な避難行動の為、火災・地震等の避難訓練を年間3回以上実施する。

10. 虐待防止

日常生活・言動や服装、補食等の様子から、実態を把握する。不幸にして、虐待が発見された場合は、児童相談所他関係機関へ通報する等、適切に対処する。

11. 8. 9. 10. については、県・市・児童相談所、警察等からの関係マニュアルを遵守し、対応する。

以上

※ 本利用規約 平成31年4月・・・一部改訂